

## 病児保育事業の取り組みについて

病児保育事業については、これまでも事業実施に向け守山野洲医師会等へも協議を行ってきましたが、実施には至らなかったことから、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」では「(仮称)野洲市民病院整備の中で検討する」としています。

この度、市内で小児科医院の開業を予定されている医師から、病児保育事業についての計画が示されました。病児保育事業については、国が定める要綱では実施主体は市町村ですが、市町村が認めた者へ委託等を行うことができます。

提示があった計画は、市が委託する事業として適切な内容でありましたので、病院整備の中で検討するとしていましたが、本計画に対して現行制度内での支援を行い、平成29年度の事業開始に向け取り組んでいます。

なお、本件については、守山野洲医師会から当該医師が野洲市内で病児保育事業を行う事業者として適任であるとの推薦書を得ています。

## 【病児保育事業の計画内容】

定員	施設の収容人数は5～6人が可能なスペースを確保予定
対象年齢	生後6か月から小学6年生まで
利用料金	市内在住者 2,000円/日 ※ただし、生活保護世帯等は0円/日 市町村民税非課税世帯は1,000円/日 市内在勤者 3,000円/日

## 【施設の概要】

木造2階建て

1階：小児科の外来診療、2階：病児保育室と子育てサロン

※建設予定地：野洲市小篠原字海道原 869 番 1 (市道野洲小篠原線沿い)

## 【施設整備にかかる支援】

病児保育事業は、小児科医院内に保育室等必要な施設を整備されることから、「子ども・子育て支援整備交付金」を活用し、施設整備費用のうち病児保育事業にかかる費用に対して国及び県の補助金に市の負担額も上乗せして支援を行います。

なお、支援に必要な予算につきましては8月補正にて予算措置を行いました。

※負担割合 国：3/10、県：3/10、市：3/10、事業者：1/10

## 【今後のスケジュール】

平成28年度	施設整備 (小児科医院内に病児保育に必要な保育室等を整備)
平成29年度	病児保育事業開始 (市の補助事業)